

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

(7) （仮称）次期「川崎市農業振興計画」の基本的な 考え方（案）について

資料1 （仮称）次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方（案）について

参考資料1 用語説明

参考資料2 農業技術支援センターの位置・現況

参考資料3 市内農業者向けアンケートの集計結果について

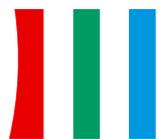
経済労働局

令和7年8月22日

（仮称）次期「川崎市農業振興計画」の 基本的な考え方（案）について

令和7年8月22日

川崎市 経済労働局



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

1 計画の策定にあたって

- 本市では、平成28年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、農業者の生産意欲や市民の農業理解の向上を目指してきた。
- 本計画は、概ね10年間を計画期間としてきたが、農地・農業者の減少に加え、気候変動や農業資材の高騰、新技術の導入など社会経済環境の変化を的確に捉えて取組を進めていくため、新たな計画を策定し、課題に対応していく。
- 計画期間は、市総合計画と同様に、令和8年度から令和19年度までの概ね12年間を予定する。

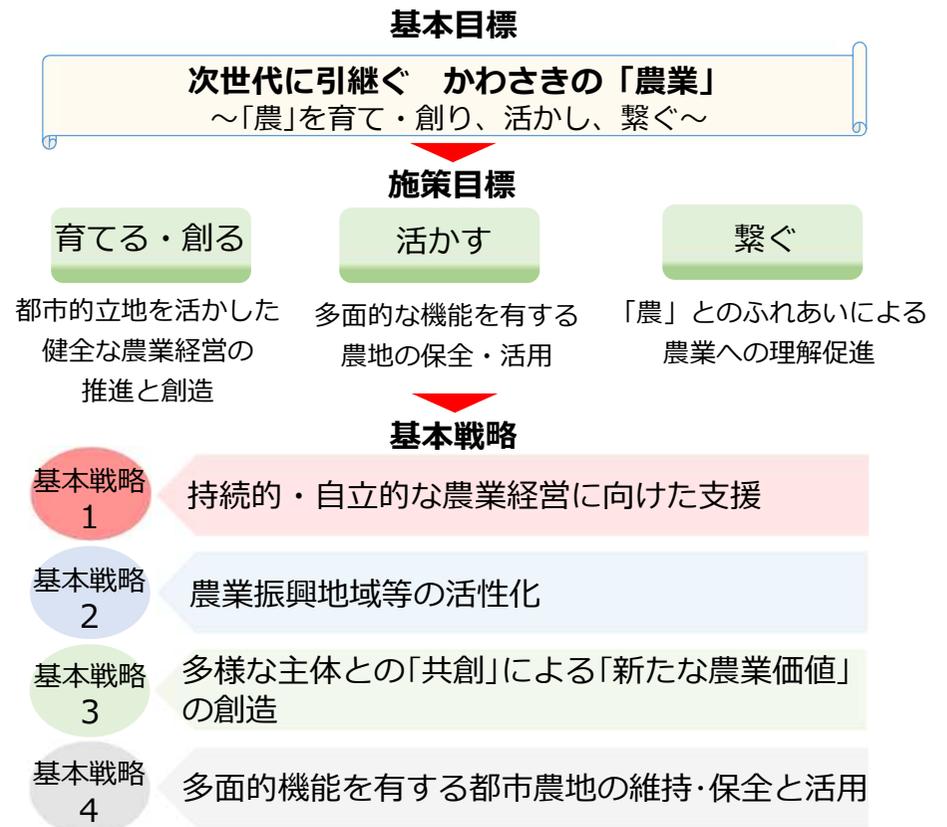
(1) 計画策定の趣旨

- ・平成20年の大型農産物直場所「セレサモス(麻生店)」開設、平成24年の明治大学黒川農場開場による地域連携など、市内農業の活性化が期待される新たな動きが生じた中、平成28年に「川崎市農業振興計画」を策定
- ・しかしながら、この間も農地や農業者数の減少傾向は継続し、原油高や為替変動などによる農業資材の高騰など、農業を取りまく環境が一層厳しくなっている
- ・こうした課題に危機感を持って対応し、持続可能な農業を実現するとともに、都市農業の持つ多面的な機能(※)を発揮することにより市民生活の豊かさを提供し続けるためには、現状や課題を踏まえた新たな計画の策定が必要
(※) 農産物供給以外の農地の機能。詳細は(4)川崎市の農業の沿革、特色、必要性を参照

(2) 計画期間

- ・令和8年度から令和19年度までの概ね12年間を予定
- ・重点的に取り組む施策については4年ごとに見直しを図る。
- ・社会経済環境等の変化に伴い、計画の基本目標や方向性の大幅な変更が必要となった場合には、見直しを行う。

<参考> 現川崎市農業振興計画の施策体系

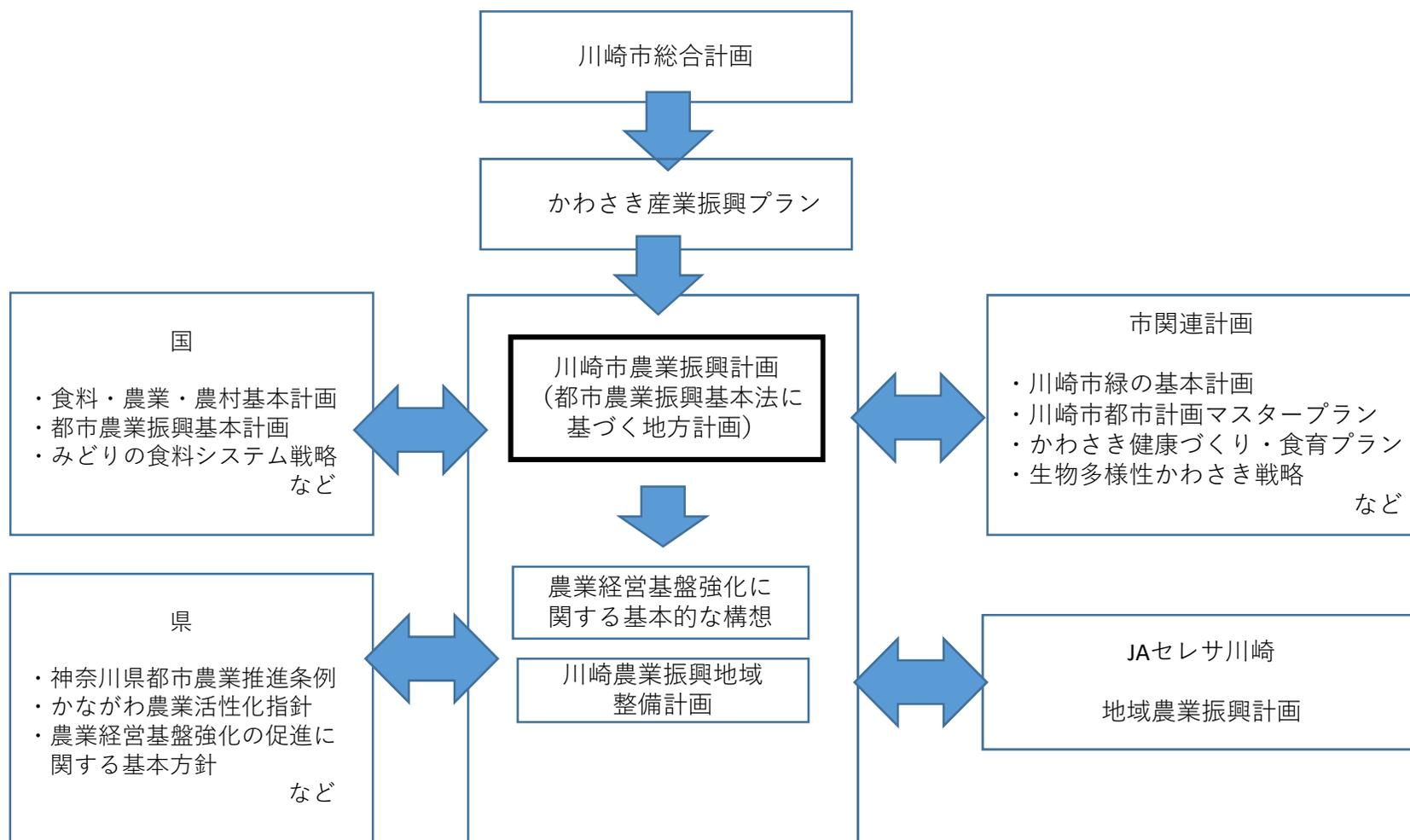


(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

1 計画の策定にあたって

(3) 計画の位置付け

- **本計画は、上位計画である「川崎市総合計画」や「かわさき産業振興プラン」、市関連計画である「川崎市緑の基本計画」などと整合を図りながら、農業分野の施策の方向性と具体的な取組を定めるもの。**
- **平成27年4月に施行された都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興に関する地方計画に位置づける。**
- **計画の推進にあたっては、県の「かながわ農業活性化指針」、JAセレサ川崎の「地域農業振興計画」と連携を図る。**

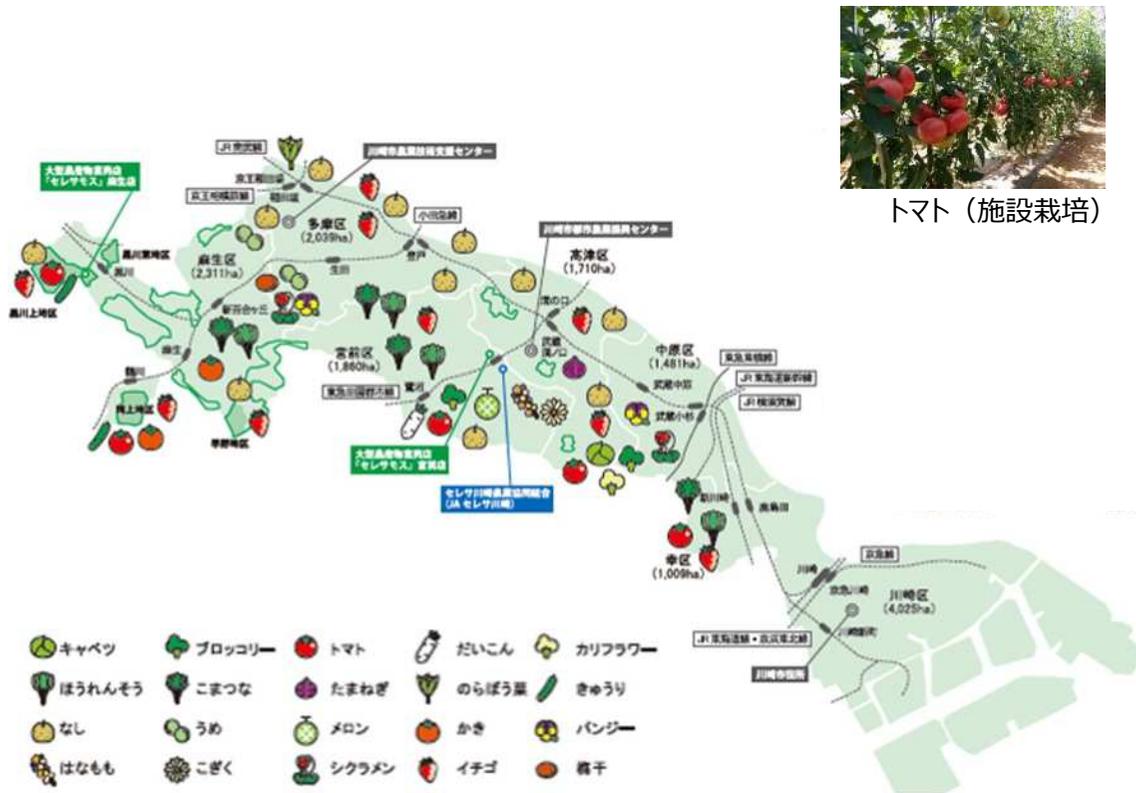


(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

1 計画の策定にあたって

(4) 川崎市の農業の沿革、特色、必要性

- 本市農業は多摩川の豊かな自然の恵み等を受けて発展。戦後の都市化の進展等により、農地・農業者の減少が進行しており、先祖から続く農地を残していきたい思いを持つ農業者により市北西部を中心に農地等が維持されている。
- 一方で、一大消費地に近いメリットを活かし、消費者への直売を中心とした多様な農業経営がなされている。
- 本市農業・農地は、農産物の供給以外にも防災や環境保全、農業の理解醸成など多面的な機能を有しており、良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に貢献している。
- さらに、農地は本市における希少な自然環境であり、多様な生態系を支える基盤として、またネイチャーポジティブ(※)にも通ずるものとして、保全を進めている。
(※)自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興
- 農業者は自治会や行事などにおける地域の担い手でもあり、行政の重要なパートナーとしても欠かせない存在である。



トマト (施設栽培)



多摩川ナシ



花桃



心やすらぐ緑地空間

緑地空間を提供し、生活にやすらぎや潤いをもたらす役割

環境の保全

都市の緑として、雨水の保水、地下水の滋養生物の保護等に資する役割



災害時の防災空間

火災の延焼防止や、震災時の一時避難場所等となる役割

市民の農業への理解の醸成

身近に存在する都市農業を通じて市民に農業への理解を醸成する役割



(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

2 これまでの本市農業施策の取組 (1) 「育てる・創る」

- **施策目標「育てる・創る」** : 健全な農業経営の推進等に向けて、**農業者の育成を進め、認定農業者(※)の経営体数や農地貸借面積の増加、減農薬や適切な施肥につながる環境保全型農業の進展により、農業経営が改善しているほか、新規参入者の就農が実現している。**

(※) 農業経営基盤強化促進法に基づき自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた地域農業を牽引する農業者

「育てる・創る」

都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造 (現農業振興計画施策目標)

● 農業収益の向上

- 認定農業者等への農地マッチングの推進や、経営安定化に向けた農業用施設・機械導入補助の活用の広まり、援農ボランティアの育成等の実施

<成果等>

- 認定農業者の経営体数 平成26年度：25経営体⇒令和6年度：57経営体 (都市農業振興センター調べ)
- 利用権の設定面積 目標 令和6年度 9.7ha ⇒ 実績 13.2ha (R6事務事業評価シート)
- 施設整備・機械等の導入助成 目標 平成28年～令和6年 累計36件(4件/年) ⇒ 実績 累計47件 (R6事務事業評価シート)

制度を活用した
農業者の事例

立川農園 (麻生区黒川)

- 高収量・安定生産が見込めるトマト栽培システムの導入
- 灌水、温度管理などICTを利用
- トマトの売上額が2倍以上増加



SLOW FARM (麻生区早野)

- 早野の休耕田を取得して、イチゴ農園を開設
- 環境制御装置を完備した施設栽培で省力化
- 農園内に自社のイチゴ等を使ったスイーツを製造販売する洋菓子店を開設し、廃棄率の少ない農業経営を実現



● 担い手・後継者の育成・確保 / 栽培技術の普及・向上

- 新規就農希望者に向けた相談等の取組のほか、経験の浅い農業者への支援や、環境保全型の農業の推進などを実施

<成果等>

- 経験の浅い農業者への講習会の実施回数 目標 平成28～令和6年 累計88件 ⇒ 実績 累計135件 (R6事務事業評価シート)
- 新規就農希望者への相談対応、農地マッチングの推進による新たな担い手の確保 ⇒ 令和4年度から新規事業として開始し、相談件数が増加傾向 令和6年度マッチング件数 12件 (R6中小企業活性化条例施策検証シート) 新規就農者数 6人 (R6事務事業評価シート)
- 減農薬等につなげる土壌分析の実施回数 目標 平成28～令和6年 累計7,200件 (800件/年) ⇒ 実績 累計7,671件 (R6事務事業評価シート)

● 6次産業化・他産業との連携

- 自農園の農産物を加工して付加価値をつけて販売することで収益性を高めるほか、産学官での地域連携を創出

<成果等>

- かわさきそだちワイン特区による規制緩和
- 川崎生まれの「香辛子」を使った加工品の創出 など

制度を活用した
農業者の事例

カルナエスト (麻生区岡上)

- 規制緩和制度を活用し、自社のブドウ等を使い市内産ワインを醸造
- 明治大学農学部や和光大学などと連携し、品種栽培や原材料使用、デザインラベルの作成等を通じて、地域農業の活性化に貢献



(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

2 これまでの本市農業施策の取組 (2) 「活かす」・「繋ぐ」

- **施策目標「活かす」** : 農地の保全・活用に向けて、**生産緑地(※1)の指定基準を緩和したことや、貸借が安心して行える制度の周知を行ったことで、新たに指定される農地が増加した。**JAセレサ川崎との連携により**特定生産緑地(※2)の指定割合が全国平均を上回る約88%となった。**
 - (※1) 都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる
 - (※2) 生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの
- **施策目標「繋ぐ」** : **市民の農業理解の促進に向けて、JAセレサ川崎と連携しつつ農業体験や農産物と触れる機会を創出したことにより、多くの市民の参加を得た。**

「活かす」 多面的な機能を有する農地の保全・活用 (現農業振興計画施策目標)

● 生産緑地・特定生産緑地の指定推進

- 平成29年の生産緑地法改正に伴い、生産緑地指定面積要件の最低基準を500㎡から300㎡、一団での指定など指定要件の変更を実施
 - 生産緑地の2022年問題(※)への対応として、特定生産緑地への指定をJAセレサ川崎と連携して対応
- (※) 生産緑地法の改正により平成4年(1992年)からの生産緑地指定の期限が切れ、宅地転用や売却が可能となるもの



< 成果等 >

- 新規の生産緑地の指定面積 目標:12,000㎡/年 ⇒ 実績:平成28年～令和6年 累計126,295㎡約14,000㎡/年 (R6事務事業評価シート)
- 特定生産緑地の指定 平成6年に指定して30年が経過した生産緑地のうち、特定生産緑地に指定した割合は88.2% (都市農業振興センター調べ) (国土交通省調査:令和6年12月末時点:全国73.5%、東京都87%)
- 都市農業に関するイベント等の実施数 目標 平成28年～令和6年 累計454回 ⇒ 実績 累計486回 (R6事務事業評価シート)

「繋ぐ」 「農」との触れ合いによる農業への理解促進 (現農業振興計画施策目標)

● 市民への農業に触れる機会の創出

- JAセレサ川崎と連携を図りながら、農業に触れる機会の創出や、地産地消を推進



花と緑の市民フェア



若手農業者による収穫体験



農業者を講師とした料理教室

< 成果等 >

- 花と緑の市民フェア来場者数 目標 令和6年 10,000人 ⇒ 実績 15,000人 (R6事務事業評価シート)
- 収穫体験イベント「ファーマーズクラブ」参加者満足度 目標 85～90% ⇒ 実績 平成30年～令和6年 すべて100% (R6事務事業評価シート)
- 地産地消の推進 令和6年度:市民向け電子ガイドブックの発行、市本庁舎での新たなPRイベント実施

(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

3 川崎市農業の現状と課題 (1) 本市農業を取り巻く社会経済環境の変化

- **国において、都市農地は、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置づけられ、その多面的な価値が再評価され、都市農業振興基本法では、食料供給だけでなく、防災空間や地域交流、環境教育の場としての役割が強調されるなど、都市農業の振興を目的とする制度改正が進んでいる。**
- 持続可能な農業の実現に向けては、**環境負荷を抑えた農業や先端技術を活用したスマート農業の推進**が求められている。
- **本市においても、こうした国の方針を踏まえ、都市農業の新たな役割に対応した施策が必要**となっている。

都市農業に関わる国の動向

- 平成27年 ■都市農業振興基本法の制定
・都市農業の安定的な継続を図るとともに、その多様な機能を十分に発揮し、良好な都市環境の形成に寄与することが位置づけられた。
- 平成28年 ■都市農業振興基本計画の閣議決定
・都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置づけが大きく変更
- 平成29年 ■都市緑地法の一部改正
・農地が緑地政策体系に位置付けられた。
- 生産緑地法の一部改正
・生産緑地の面積要件の引き下げ
・生産緑地内で加工施設・直売所や農家レストランの設置が可能に
・都市計画決定後30年経過する生産緑地について、買取申出期間を10年間延長できる特定生産緑地制度の創設
- 平成30年 ■都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行
・生産緑地の賃貸借を促進する制度が導入された。

持続的な農業に向けた国の動向

- 令和3年 ■みどりの食料システム戦略の制定
・農業が行われることにより生ずる**多面的機能**については、**環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないこと**が位置付けられた。
- 令和6年 ■食料・農業・農村基本法の改正
・**多様な農業者による農地の確保、農地の集約化や適正利用の推進、先端技術を活用したスマート農業の促進**が明確に位置付けられた。



減農薬・減肥料
(環境負荷低減に資する取組)



自動草刈りロボットの導入
(スマート農業)

(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

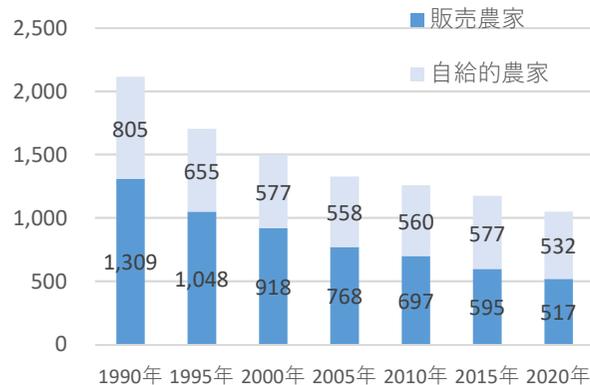
3 川崎市農業の現状と課題 (2) 川崎市農業の現状・課題など

ア 農業者

項目	現状	課題など
1 農業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,049戸。10年間で農家数は208戸(約16%)減少 ・ 減少理由として自身の高齢化・傷病のほか、後継者の技術・販路・農業者間ネットワーク・周辺環境への配慮等への不安感、施設・機器の故障等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年々減少傾向にあり、担い手の確保・育成が重要 ・ 後継者の就農促進のため、農業収入の向上や労働負担の軽減化、地域での農業経営への理解促進に向けた取組が必要 ・ 若手農業者団体や女性農業者団体などのネットワークづくりの支援を継続し、市民の農業理解の促進、情報交換による農業意欲・生産技術の安定・向上が必要
2 年齢階層	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢階層別の割合では60歳以上が約85% ・ 後継者なしが約30% 	
3 新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年は毎年5~10人程度で推移 ・ 近年は世帯外からの新規参入者も就農 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯外からの新規参入者に対して、農業をスムーズに始められるよう相談体制や農地マッチングの強化が必要 ・ 経験の浅い農業者が農業を継続できるよう、技術支援を含めたフォロー体制の充実が必要
4 認定農業者(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者の経営体数は、令和6年度で57経営体 ・ 平成26年度の25経営体から約2倍に増えているが、近年は横ばい <p>(※) 農業経営基盤強化促進法に基づき自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた地域農業を牽引する農業者。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者になるメリットの周知や、本市支援制度を活用して農業経営が改善した具体的な事例の紹介や販売農家への支援強化などの取組が必要

【農家数の推移】

※2020年農林業センサス(農家数:戸)



【担い手の高齢化】

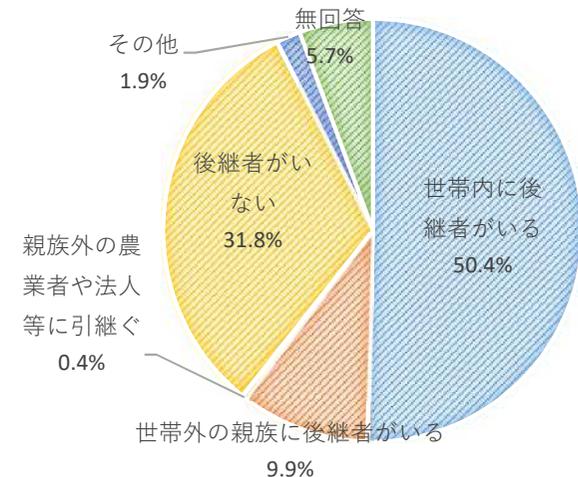
(経営体の経営主年齢階層別割合)

※2020年農林業センサス



【後継者の存在】

※令和4年川崎市農業実態調査



(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

3 川崎市農業の現状と課題 (2) 川崎市農業の現状・課題など

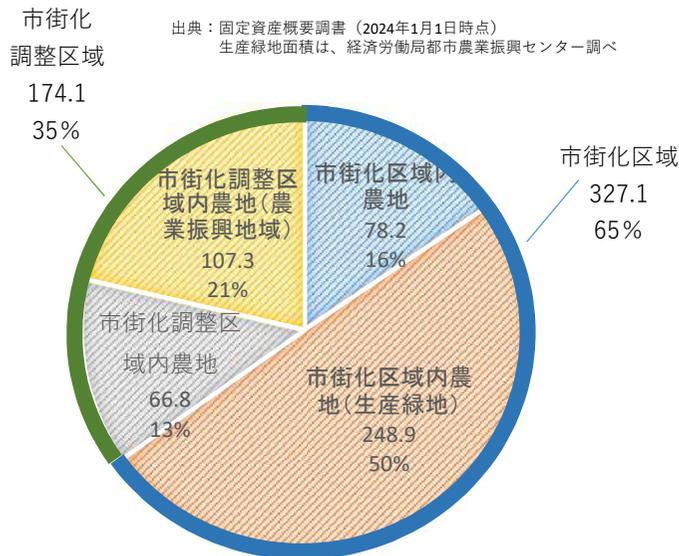
イ 農地

項目	現状	課題など
1 農地	<ul style="list-style-type: none"> 501.2ha(市域の約3.5%)、30年間で半減。近年は鈍化(内訳:市街化区域327.1ha、市街化調整区域174.1ha) 主な減少原因は、相続に伴う農地転用・売買など 遊休農地は0.59haで、近年横ばいで推移 	<ul style="list-style-type: none"> 活用が困難となった農地を、意欲ある農業者等に貸借する制度の一層の利用促進が必要 遊休農地や違反転用については、農業委員会を中心に適正化に向けたパトロールを行っているが、解決には相応の時間と労力が必要 2022年生産緑地問題では、JAセレサ川崎との連携により生産緑地指定後30年を経過した農地の約88%が特定生産緑地指定に移行済み 農業振興地域では、農業上の利用が求められる地域であるため、地域のあり方の継続的な検討や、援農ボランティアによる遊休農地対策など地域資源を活用した振興策を推進するとともに、ストックマネジメントによる農業生産基盤の維持管理などの取組が必要
2 利用権設定面積	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤促進法等に基づく農地貸借の設定面積は、令和6年度は13.2haで、増加傾向 	
3 市街化区域の農地	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域のうち、生産緑地は252.6ha(市内農地全体の約50%) 	
4 市街化調整区域の農地	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域における農業振興地域は107.3ha(市内農地全体の約22%) 	

【農地面積の割合】

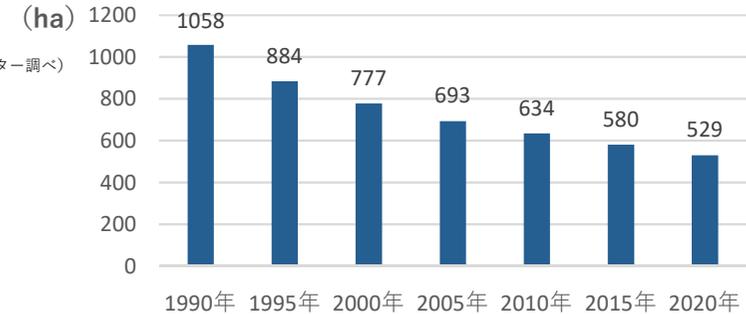
市内農地(501.2ha)の内訳

出典:固定資産概要調査(2024年1月1日時点)
生産緑地面積は、経済労働局都市農業振興センター調べ



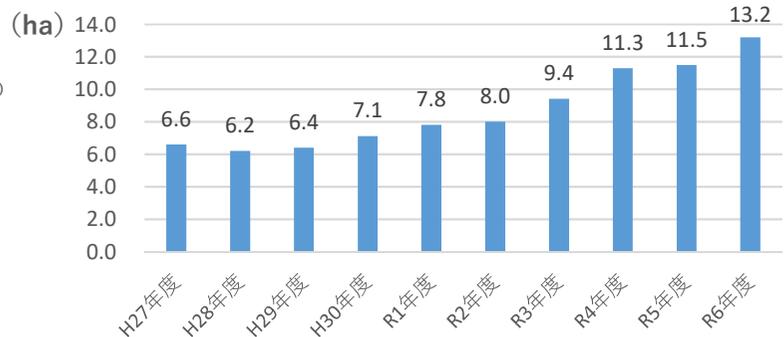
【農地面積の推移】(ha)

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



【農地貸借(利用権設定)面積の推移】(ha)

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



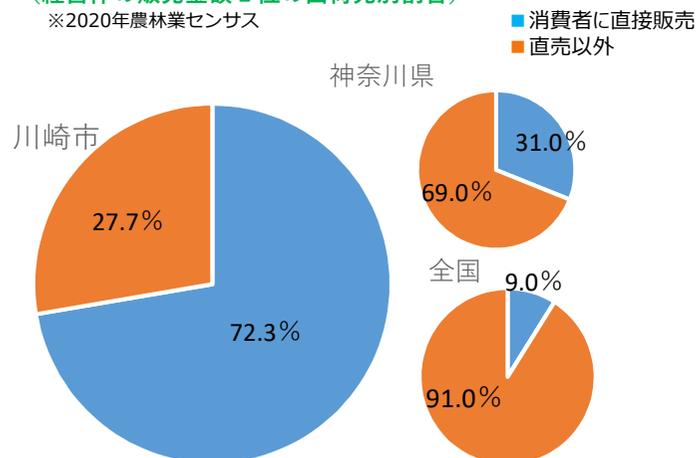
(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

3 川崎市農業の現状と課題 (2) 川崎市農業の現状・課題など

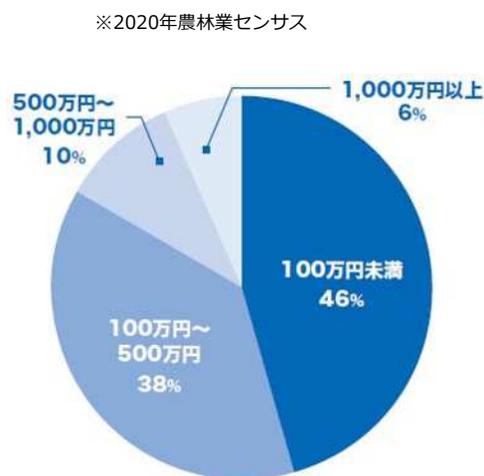
ウ 営農環境

項目	現状	課題など
1 販売先	<ul style="list-style-type: none"> ・主な販売先は、消費地に隣接したメリットを活かした消費者への直接販売 ・農産物販売以外の収益向上のため、パティスリーや農業レストランの併設、ジャム等の加工品の製造・販売も実施 ・販売機会増加に向け農産物自動販売機の導入や、SNSを活用する農業者が増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・各農園ごとに自農園の直売所等で販売を行っているため、市内産農産物の販売情報が市民に届きにくい
2 農業収入	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円未満が46%、100万～500万円が38%と、農業収入500万円以下が全体の約8割 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象条件の変化による生育不良や、国際情勢の不安定化、為替相場の影響による燃料や資材価格の高騰など ・環境の変化に則した栽培品目の提案や栽培技術の指導が必要 ・自動草刈り機など省力化につながる農機具の利用促進が必要
3 農業経営	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者1世帯あたりの耕作面積は30a(※)未満が5割以上であり、経営規模は小さい ・近年は、消費者ニーズの変化や気候変動への対応などにより、イチゴやミカン等の耕作面積が増加傾向 <p>(※) 30a = 0.3ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた農地のさらなる有効活用のため、付加価値の高い農産物の生産に対応した技術の向上が必要 ・農地が宅地と近接していることから、土埃、音、匂いなど地域や環境に配慮した営農が必要 ・カラスやタヌキ等による有害鳥獣による被害は減少せず、農業者の営農意欲減退につながる恐れあり

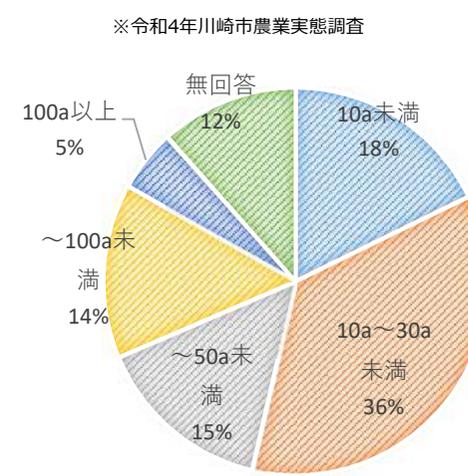
【販売の方法】
(経営体の販売金額1位の出荷先別割合)
※2020年農林業センサス



【農産物販売金額の割合】



【農家1世帯の耕作面積の規模】



(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

3 川崎市農業の現状と課題 (2) 川崎市農業の現状・課題など

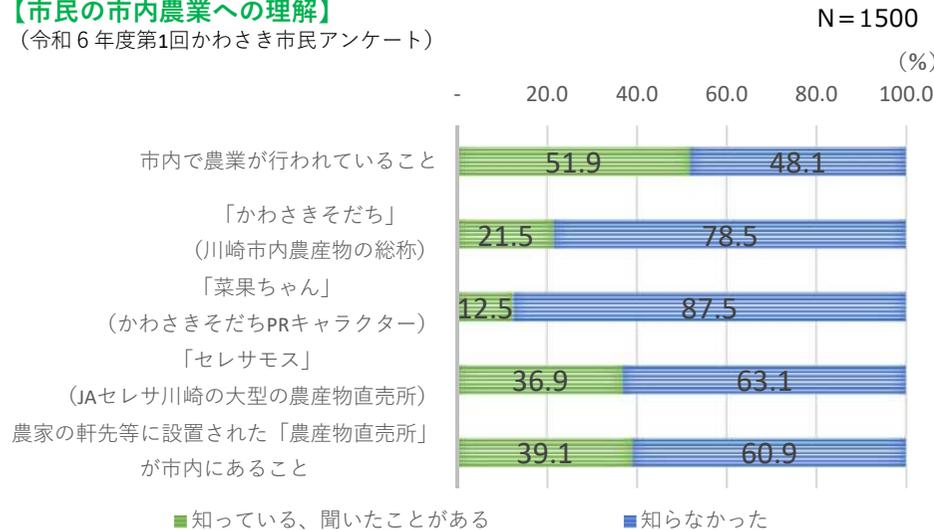
Ⅰ 地産地消の推進、地域・市民と農とのつながり

項目	現状	課題など
1 市民と農とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度かわさき市民アンケートでは、本市で農業が行われていることを知っている市民の割合は約半数 農業を知る機会としては、農業体験などリアルに農業と触れるイベントを求める割合が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 市内農業の認知度向上のため、身近に農業・農地が少ない市南部(川崎・幸区)にて市内産農産物に触れる機会の拡充が必要 農業体験等のイベント等は、都市農業振興センターの他、区役所、JA等でも行われており、一括した市民周知の工夫が必要
2 中学校給食	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度から開始され、市内産農産物を月2回程度提供 使用量は、令和6年時点で約24トンと増加傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への食材提供の継続に向け、学校や給食センターでの給食調理の現状について、農業者と担当栄養士等との意見交換を継続
3 市民農園等(※)	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園等(公設・民設)の総面積は約12.4haで微増傾向 公設6,778.09㎡、民設113,949.66㎡で民設が約95% 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の利用希望は依然としてあり、農業者等への民設農園の開設支援の継続が必要

(※) 市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、いきがいづくり、体験学習などの多様な目的で小面積の農地を利用できるもの。体験型農園を含む。

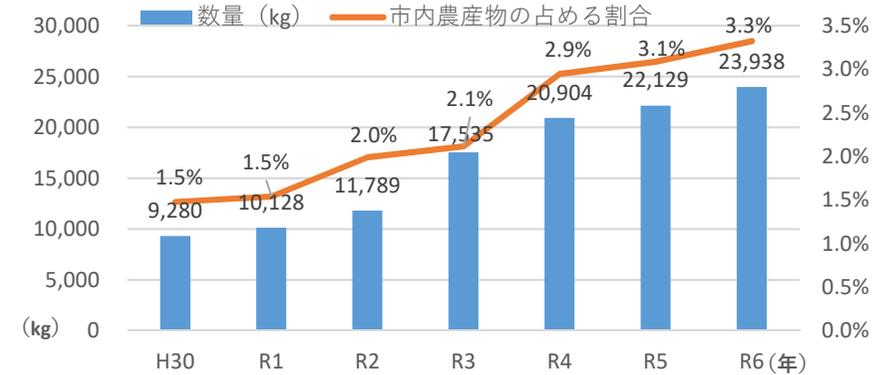
【市民の市内農業への理解】

(令和6年度第1回かわさき市民アンケート)



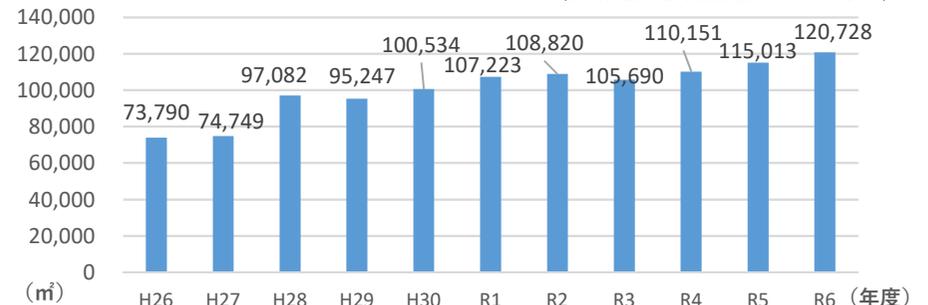
【中学校給食における市内産農産物の利用状況】

(教育委員会事務局健康給食推進室調べ)



【市民農園等(体験型農園を含む)の面積】

(経済労働局都市農業振興センター調べ)



4 農業振興計画の基本的な考え方

- 本市農業の現状や課題を踏まえ、今後およそ12年(予定)を見通し、これからの本市都市農業のあるべき姿について、次の基本目標、基本方針、基本施策を位置づけ、各事業を展開する。

(1) 基本目標

- ・本市農業は、新鮮な農産物の供給のほか、良好な景観形成や生物の生息空間、災害時の一時避難所、農業体験などの教育の場など、市民生活を豊かにする多面的な機能を有している。
- ・急速に進む少子高齢化により、令和7(2025)年には、国民の5人に1人が後期高齢者となることが予測されており、本市農業においても農業者数や農地の減少が加速するおそれがある。
- ・こうした状況においても、本市農業の多面的な機能を次世代に引き継げるよう、農業者・市民・JA等関係機関・行政等が一体となって、本市農業を持続するための環境を整えることが必要である。
- ・こうした視点に基づき、計画の基本目標を次の通り設定する。

豊かな「農」ある暮らしを次世代へ

(2) 基本方針・基本施策

- ・本市農業の持続には、農地の保全と農産物を生産する農業者の存在が不可欠であり、いかに両者の減少を抑制するかが重要
- ・都市農業の安定的な継続のためには市民の農業理解の促進も必要

現計画における施策の成果や、国の農業政策などの社会経済環境の変化、市内農4業の現状・課題を踏まえ、持続的な農業を実現していくために必要な「農業経営」・「農地保全」・「市民との交流・理解」の3つの視点を基本方針とし、基本方針に則した7つの基本施策を右図のとおり整理する。

基本方針

- 1 立地の特性を活かした力強い農業経営の推進
- 2 適正な農地の保全・活用の促進
- 3 市民と農業のつながる場・機会の拡大

基本施策

- ①担い手の発掘・育成・確保
- ②農業経営の改善の推進
- ③栽培技術の普及・向上
- ④農地の適正利用の維持
- ⑤地域特性に応じた活性化
- ⑥地産地消の推進
- ⑦農業体験機会等の創出

4 農業振興計画の基本的な考え方

(3) 重点施策

- ・ 基本目標の実現に向けて効果的に施策を推進するため、4年間で重点的に取り組む施策を「重点施策」と位置づけ、4年ごとに取組の結果を評価し、附属機関の審議等を踏まえて見直しを行う。
- ・ 令和8年度から11年度までの4年間においては、農業者数・農地の減少が加速するおそれへの危機感を持った対応として、農業経営の基盤となる「農業者」と「農地」の確保に向けた次の2つを重点施策とする。

i 農業経営を支える体制の強化

<1.現状把握と個別対応の必要性>

- ・ 農業者の減少を抑制するためには、多様な農業者の現状、課題を丁寧に把握し、それぞれに応じた対応が必要

<2.所得向上への総合的支援>

- ・ 市内農業者アンケートでは、10年後も農業を続けたいと考える人の多くが「農業所得の向上」を重視しており、営農指導・技術支援だけでなく、税制や資産管理等を含めた総合的な支援が必要

<3.「伴走型」支援の推進>

- ・ 営農を継続する理由として「相続」や「義務感」による農業者が多く、経営改善に自発的に取り組む農業者は限定的
- ・ そのため、積極的な働きかけによる「伴走支援」の推進が重要

<4.JAセレサ川崎との連携強化>

- ・ 困った時の最初の相談先としてJAセレサ川崎と答えた農業者が過半数を占めることから、JAセレサ川崎との連携体制の強化が必要

<5.認定農業者を目指す層への支援>

- ・ 認定農業者の経営体数は平成26年度以降で倍増するなど、これまでの施策による成果が現れており、継続的な支援が必要。
- ・ 今後は、「認定農業者を目指す層」の農業経営を支えることが重要であり、特に「新規就農者」や「販売農家」への支援強化が重要となる

事業イメージ

JAセレサ川崎と連携した伴走支援 など

ii 農地を未来にわたって確保する仕組みの充実

<1.規模縮小・離農の傾向>

- ・ 市内農業者アンケートでは、農業収入に関わらず、「規模縮小」や「農業経営をやめる(=離農)」を考えている農業者が一定数存在しており、特に農業収入が100万円未満の農業者では、過半数が「規模縮小」または「農業経営をやめる(=離農)」を選択している。

<2.相続・貸出しが優先課題>

- ・ この層の農業者は「相続」「農地の貸出し・売却」などを優先したいと考えており、『営農意欲』や『やりがい』よりも、「義務感」で農業を続けている傾向が見られる。

<3.農地貸借の促進>

- ・ これらの農業者の農地を、意欲ある農業者に引き継げるよう、農地の貸借を促進する仕組みが必要(農地保全にもつながる)

<4.農地流動化への意識醸成>

- ・ 一方、拡大意向があるなど意欲的な農業者も存在するものの、貸し出せる農地が足りない状況。農地流動化に向けて、農地貸借への抵抗感の緩和など意識醸成を含めた農地貸借の促進施策を図ることが必要

<5.丁寧なマッチング支援>

- ・ 借り手・貸し手の面談を経た農地マッチングの取組を継続し、双方が安心して農地の貸し借りをすることができるよう環境整備が必要

<6.遊休農地等の整備の課題>

- ・ また、遊休農地等の貸出希望があっても、農地の整備負担がネックとなり、借り手が見つからないケースもあるため、農地の適正活用に向けた整備支援も求められている

事業イメージ

農地貸借に向けた奨励 など

4 農業振興計画の基本的な考え方

基本的な考え方の整理

計画期間(12年間)を通じた体系

4年毎に見直し

基本目標

市の農業の目指す姿

基本方針

基本目標の実現に向けて、課題に対応していくための視点

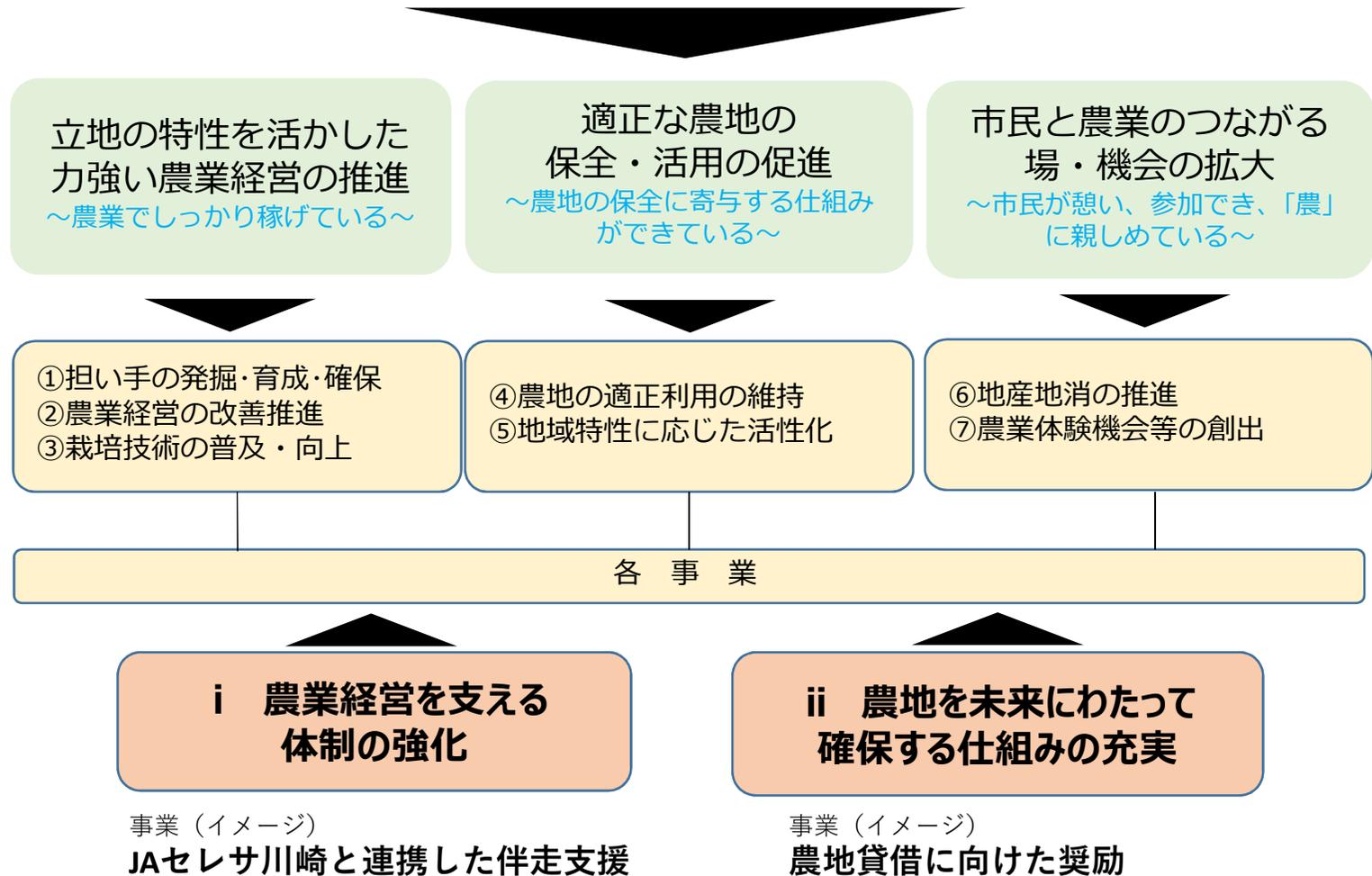
基本施策

基本方針に従い取り組むべき基本的な施策

重点施策

基本目標の実現に向けて、基本方針に従い、**4年間で重点的に取り組む施策**

豊かな「農」ある暮らしを次世代へ



※ i ii は令和8～11年度の4年間で重点的に取り組む施策で、基本施策と並行して取り組むもの。
取組による成果・評価等に応じて**4年毎に見直しを行う。**

(仮称) 次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)について

5 農業技術支援について

- **本市はこれまで、地域特性に合った技術指導・品種普及や新規就農者支援を通じて地域農業の安定と持続的発展に貢献してきた。**
- 今後は、気候変動による農産物の生育不良に対応した作型^(※)提案や、土壌分析の結果をもとに無駄な肥料の使用を抑えることで、より一層のコスト抑制に向けた助言をしていくなど、環境面や経営面も含めた総合的な支援を行うとともに、ネイチャーポジティブへの寄与を意識しながら、環境と調和した持続可能な農業を推進していく。
- **技術支援の中核拠点として機能してきた川崎市農業技術支援センターについては、築50年を超える施設の老朽化への対応と併せ、次期農業振興計画の策定を踏まえ、同センターの機能や役割の見直しを進めていく。**

(※)作物の栽培方法や時期の組み合わせ等

✓ 川崎市農業技術支援センターの概要

- 川崎市農業技術支援センター（以下、「農業技術支援センター」という）は、多摩区菅仙谷に位置する約2haの施設で、昭和47年設置のフルーツパークを前身とし、平成20年に野菜など果樹以外の農業生産に対する指導機能を加えて現名称で再スタートした。
- 現在は、市内農業者への技術指導・品種普及、新規就農者支援、また、環境保全型農業の推進などを通じ、本市農業における技術支援の中核拠点として機能している。

✓ これまでの主な取組と評価

- 農産物の栽培に関する試験研究等、農業者の栽培技術の向上を支援している（技術支援）。

主な取組	内容
土壌分析	土壌の肥料成分を分析し結果に基づき施肥指導
ナシ花粉採取	結実に不可欠な花粉の採取・貯蔵による確保支援
講習会	果樹ほ場における病害虫対策・剪定等の実地講習
品種普及	のらぼう菜優良系統保存等と特産物としての活用

評価

- みどりの食料システム法の観点から土壌分析等は有効（国、県、JA）
- ナシの火傷病^(※)対応で貴重（国、県）
(※)かしょう病。感染すると黒ずみ、進展すると枯れてしまう細菌性の病気
- 実際の作物を使っでの実地講習は有効（JA、農業者）

これらの取組に加えて、課題への対応が必要

✓ 対応すべき課題

- 担い手不足への対応
 - ・技術支援や省力化（負担軽減）を進める新技術の導入等が必要：課題①
- 生産環境の変化（気象・国際情勢）への対応
 - ・気候変動や資材高騰、中国花粉の輸入停止等に対し、品種提案や環境と調和した農業への一層の取組等が必要：課題②
- 栽培作物の多様化に応じた収益向上支援
 - ・増加するイチゴ等、市内農業者の栽培作物の変化を踏まえた川崎ならではの高付加価値農産物の栽培を通じた収入向上への支援が必要：課題③

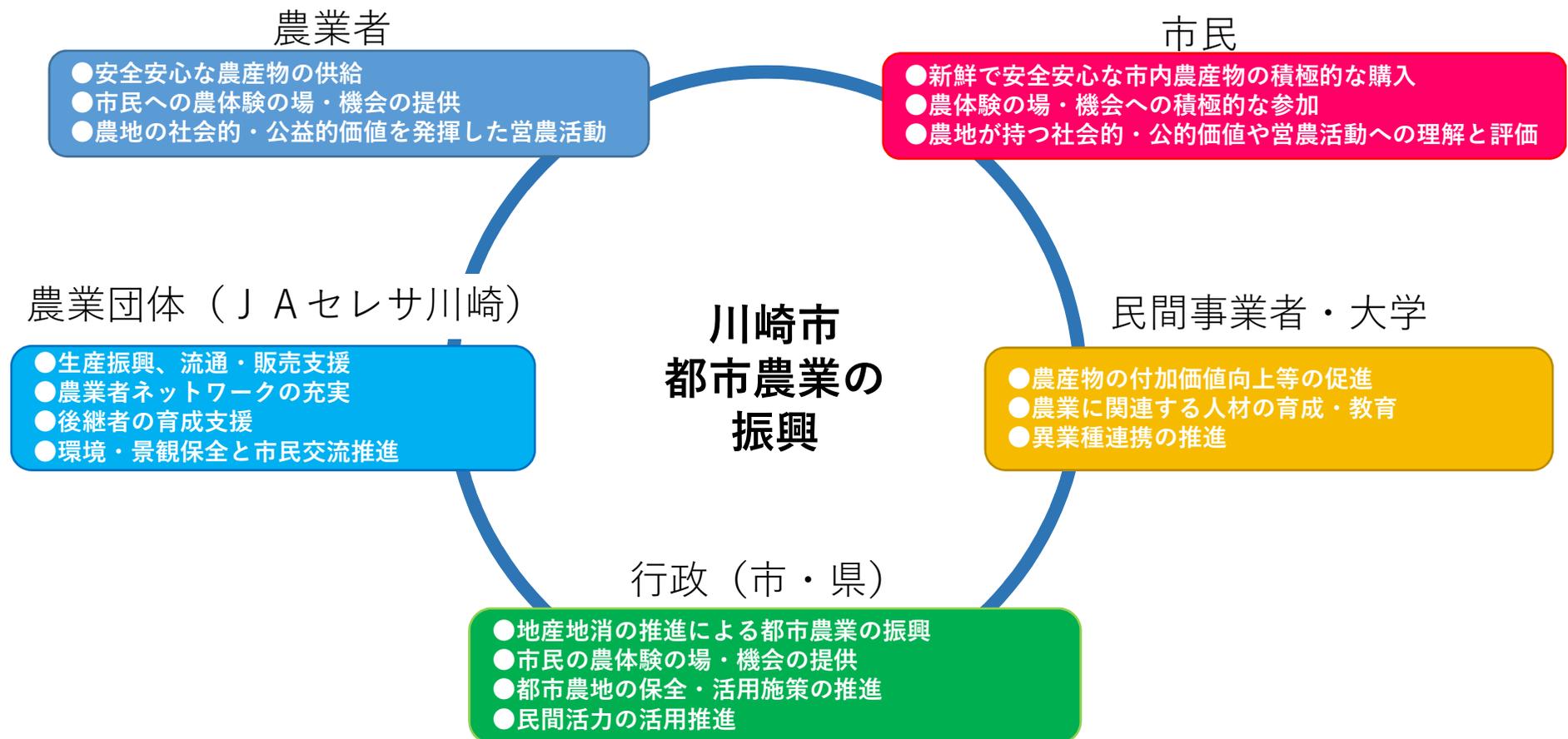
✓ 今後の農業技術支援センターに求められる機能

➢ 技術指導 《課題①②への対応》	<ul style="list-style-type: none"> ・適正施肥・防除^(※)等の環境保全型農業 ・実証栽培を通じた新技術普及等
➢ 担い手の確保・育成 《課題①③への対応》	<ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅い農業者への講習会 ・援農ボランティア育成等
➢ 品種普及・保存 《課題②③への対応》	<ul style="list-style-type: none"> ・のらぼう菜など川崎産の農産物保存 ・新品種育成等
➢ 情報発信 《課題①②③への対応》	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者への技術情報発信等

※:虫や病気の対策

6 本計画の推進体制

- 本市の農業を次世代に引き継ぐためには、農業者を含む市民、農業団体、行政等の各関係者が適切に役割分担・協力し合いながら、基本理念や基本方針に沿って、施策を推進する体制を構築していくことが必要
- そのため、以下の各関係者等で構成する「川崎市農業振興計画推進委員会」(附属機関)により、各事業の進捗状況の確認、評価、今後の施策展開などについて、調査・審議を行っていく。
- 施策をより効果的に実施するためには、多様な主体が集積するメリットを活かし、民間事業者や大学等有する農業技術、人材育成に関する知見などを積極的に取り入れることが重要であることから、次期計画の推進にあたっては民間活力の活用を検討・推進する。



7 今後の進め方・スケジュール

今後の進め方

- 次期計画策定に向けては、本市都市農業の特徴・課題を見据え、附属機関(川崎市農業振興計画推進委員会)における農業者や関係機関、市民等の意見を踏まえつつ、検討を進めていく。

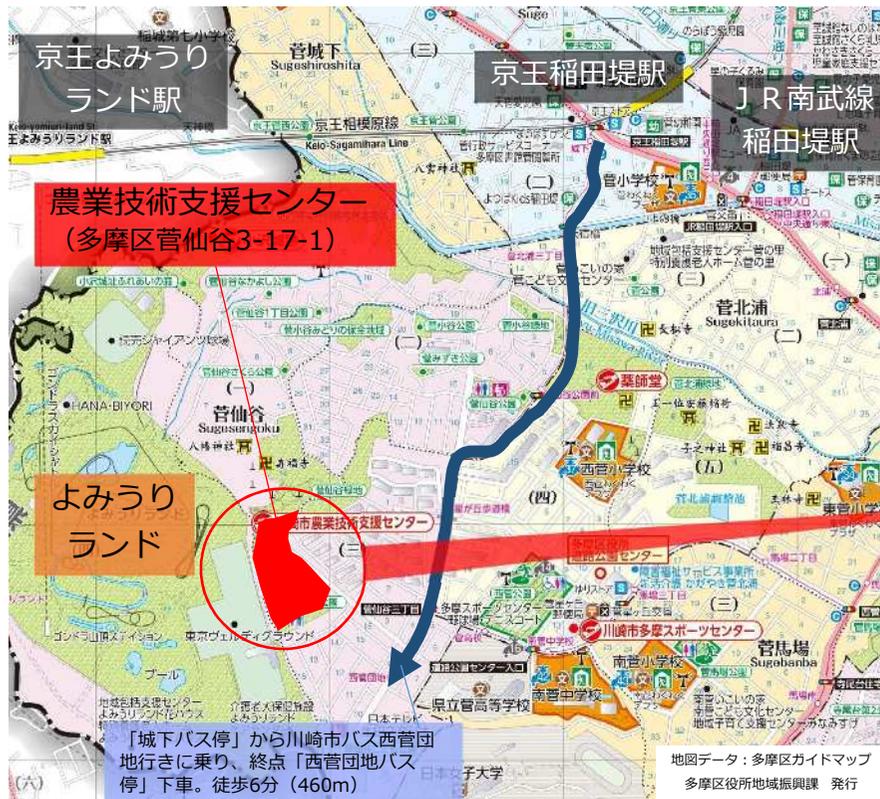
スケジュール(案)

- | | |
|------------|---------------------------------|
| ✓ 令和7年8月 | (仮称)次期「川崎市農業振興計画」の基本的な考え方(案)の公表 |
| ✓ 令和7年11月 | (仮称)次期「川崎市農業振興計画」(案)の公表 |
| ✓ 令和7年12月頃 | パブリックコメントの実施 |
| ✓ 令和8年3月 | (仮称)次期「川崎市農業振興計画」を策定 |

<参考資料 1> 用語説明

ページ	用語	意味
P.3	多面的な機能	農産物供給以外の農地の機能。防災や環境保全、農業の理解醸成など。良好な都市環境の構築や市民の生活環境の向上に貢献している。
P.5	ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。自然再興
P.6	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた地域農業を牽引する農業者
P.6	6次産業化	農林水産業（第1次産業）が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造（第2次産業）・販売（第3次産業）に取り組むこと
P.7	生産緑地	都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化区域内の農地等を対象に指定される農地。この指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。
P.7	特定生産緑地	生産緑地の指定から30年の期限後も税制優遇を10年ごとに延長できるもの
P.7	生産緑地の2022年問題	生産緑地法の改正により平成4年（1992年）からの生産緑地指定の期限が切れ、宅地転用や売却が可能となるもの
P.10	遊休農地	農地法において、「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地」と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと
P.10	利用権設定	利用権とは、農業経営基盤強化促進法等に基づく権利で、農業上の利用を目的とする農地の賃貸借権・使用貸借権等のこと。利用権設定をすることで、貸した農地は、設定期間終了後、離作料等を支払うことなく、農地所有者に返還されるため、安心して農地の貸し借りをおこなうことができる。
P.10	違反転用	農地を住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場等、農地以外に転換する農地転用には、農地法の許可が必要（市街化区域内の農地転用にあつては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しない）。この許可を受けないで行われる転用行為は「違反転用」となり、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があり、罰則の適用もある。
P.10	農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により、今後、相当期間（概ね10年以上）、農業振興を図るべき地域と指定された地域
P.10	ストックマネジメント	日常管理、定期的な機能診断と評価、調査結果に基づく施設分類と劣化予測、効率的な対策工法の比較検討、計画に基づく対策の実施、調査・検討の結果や対策工事に係る情報の蓄積等を、段階的・継続的に実施するもの
P.16	作型	作物の栽培方法や時期の組み合わせ
P.16	火傷病	かしょう病。感染すると黒ずみ、進展すると枯れてしまう細菌性の病気
P.16	防除	虫や病気の対策

<参考資料 2> 農業技術支援センターの位置・現況



市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
容積率 / 建蔽率	200% / 60%
高度地区 / 最高高さ	第3種高度地区 / 20m
北側制限	10m + 1.25 / 1
防火・準防火地域	準防火地域
地区計画	該当なし

＜参考資料3＞市内農業者向けアンケートの集計結果について

1. アンケート概要

アンケート対象	川崎市内農業従事者
アンケート期間	令和6年11月5日(火)～11月25日(月)
配布数	1,017 (うち郵便局からの郵送物の返還43)
回収数	419
回収率	43.0% (回収数/(配布数-郵送物の返還分))
有回答/無回答	388/31 (無回答の主な理由:すでに農業従事をしていない)

2. 集計結果

※構成比率等については、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、合計しても100%とならない場合がございます。

I. お住まいの区と年齢

＜概要＞居住区に関して、「多摩区」(26.0%)が最も多く、次いで「麻生区」(25.8%)、「宮前区」(22.4%)となる。また、回答者の80%以上が60歳以上である。

＜お住まいの区＞

項目	実数	%
川崎区	1	0.3%
幸区	2	0.5%
中原区	26	6.7%
高津区	70	18.0%
宮前区	87	22.4%
多摩区	101	26.0%
麻生区	100	25.8%
無回答	1	0.3%
合計	388	100.0%

<年齢>

N=388

項目	実数	%
20歳未満	0	0.0%
20歳代	1	0.3%
30歳代	3	0.8%
40歳代	12	3.1%
50歳代	26	6.7%
60歳代	103	26.5%
70歳代	156	40.2%
80歳代	82	21.1%
90歳代	3	0.8%
100歳以上	0	0.0%
無回答	2	0.5%
合計	388	100.0%

60歳以上が
80%以上

Ⅱ. 現在の生産状況

<概要>最も農業収入・生産量が多い品目は梨となっている。また、最も農業収入・生産量の多い品目の栽培形態は露地栽培で88.4%となっているが、それらの栽培面積に関しては10a（1,000㎡）未満という回答が約65%となっている。

1. 生產品目

<質問1>

生產品目について、農業収入（売上高、販売金額）または、自家消費の場合は生産量の高い順番で**最大2つまで**お答えください。

品目1	実数
梨	47
じゃがいも	29
トマト	27
みかん	25
枝豆	24
柿	22
ナス	17
タケノコ	12
ネギ	11
玉ねぎ	11
その他	163
合計	388

品目2	実数
じゃがいも	31
ナス	25
柿	24
里芋	19
大根	17
トマト	16
野菜	16
きゅうり	15
さつまいも	12
みかん	12
その他	201
合計	388

1-1.栽培形態

<質問 1-1>

上記「1」で答えた品目について、栽培形態をお答えください。回答欄に品目1、品目2ごとに当てはまる番号をご記入ください

品目1の栽培形態

N=388

項 目	実数	%
①露地栽培	343	88.4%
②施設・養液栽培（固型培地、高設ベンチ等）	16	4.1%
③施設・養液栽培（非固型培地、水耕栽培等）	3	0.8%
④施設・溶液以外栽培（袋栽培等）	10	2.6%
無回答	16	4.1%
合 計	388	100.0%

品目2の栽培形態

N=388

項 目	実数	%
①露地栽培	291	75.0%
②施設・養液栽培（固型培地、高設ベンチ等）	7	1.8%
③施設・養液栽培（非固型培地、水耕栽培等）	2	0.5%
④施設・溶液以外栽培（袋栽培等）	8	2.1%
無回答	80	20.6%
合 計	388	100.0%

2.栽培面積

<質問2>

上記「1」で答えた品目について、それぞれおおよその栽培面積または飼養面積をお答えください。

品目1の栽培面積 (㎡)

N=388

項目	実数	%
10㎡以下	12	3.1%
11~50㎡	35	9.0%
51~100㎡	42	10.8%
101~200㎡	38	9.8%
201~300㎡	20	5.2%
301~400㎡	24	6.2%
401~500㎡	18	4.6%
501~1,000㎡	62	16.0%
1,001~2,000㎡	62	16.0%
2,001~5,000㎡	27	7.0%
5,001㎡以上	13	3.4%
無回答	35	9.0%
合計	388	100.0%

10a (1,000㎡)
未満が約65%

品目2の栽培面積 (㎡)

N=388

項目	実数	%
10㎡以下	13	3.4%
11~50㎡	43	11.1%
51~100㎡	53	13.7%
101~200㎡	50	12.9%
201~300㎡	19	4.9%
301~400㎡	14	3.6%
401~500㎡	21	5.4%
501~1,000㎡	39	10.1%
1,001~2,000㎡	31	8.0%
2,001~5,000㎡	8	2.1%
5,001㎡以上	2	0.5%
無回答	95	24.5%
合計	388	100.0%

3.生産を行う田畑

<質問3>

品目1の生産を行っている田畑は次のどれに該当しますか。当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

N=388

項目	実数	%
①生産緑地	274	70.6%
②農業振興地域内	27	7.0%
③市街化調整区域内（農業振興地域以外）	26	6.7%
④市街化区域内（生産緑地以外）	42	10.8%
⑤（①～④いずれでもない）	8	2.1%
無回答	11	2.8%
合計	388	100.0%

⑤回答内容（自由記述）

N=8

項目	実数	%
生産緑地と市街化区域内の両方	3	37.5%
宅地	2	25.0%
特定生産緑地	1	12.5%
納税猶予農地	1	12.5%
（空白）	1	12.5%
合計	8	100.0%

Ⅲ.現在の農業経営について

＜概要＞回答者の農業収入は100万円未満が53.9%と最も多く、続いて100～300万円未満が19.6%となっている。一方、700万円以上は7.5%である。また、出荷先に関しては直売及びセシサモスで87.9%を占めている。

1.認定農業者か

＜質問1＞

現在、あなたの農業経営体は認定農業者となっていますか。当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

N=388		
項目	実数	%
①はい	40	10.3%
②いいえ	273	70.4%
③わからない	66	17.0%
無回答	9	2.3%
合計	388	100.0%

2.年間の農業収入

＜質問2＞

年間の農業収入（売上高、販売金額）について、次の5つのうち、当てはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

N=388		
項目	実数	%
①700万円以上	29	7.5%
②500～700万円	7	1.8%
③300～500万円	42	10.8%
④100～300万円	76	19.6%
⑤100万円未満	209	53.9%
無回答（0円回答者を含む）	25	6.4%
合計	388	100.0%

3.出荷先

<質問3>

出荷先（直売や自家消費を含む）と出荷量の大きな割合について、出荷量全体を 100%として、次の7項目について回答ください。

複数回答 N=388

項目	実数	%
①直売	218	56.2%
②セレスモス	123	31.7%
③小売店	26	6.7%
④市場	35	9.0%
⑤飲食店及び菓子店並びにホテル等	17	4.4%
⑥加工業者（カット加工や冷凍などの一次加工や、食品メーカー向け含む）	3	0.8%
⑦自家消費その他（出荷用としないものや、①～⑥に含まれないもの）	225	58.0%

直売とセレスモス
で87.9%

<出荷先割合>

Ⅲ.3. 出荷先への出荷量の割合（%）

N = 388

項目	合計	1~20%	21~40%	41~60%	61~80%	80%以上	無回答
①直売	218	33	22	18	40	105	170
②セレスモス	123	29	16	13	23	42	265
③小売店	26	10	4	5	3	4	362
④市場	35	16	5	3	0	11	353
⑤飲食店及び菓子店並びにホテル等	17	13	1	3	0	0	371
⑥加工業者（カット加工や冷凍などの一次加工や、食品メーカー向け含む）	3	3	0	0	0	0	385
⑦自家消費その他（出荷用としないものや、①～⑥に含まれないもの）	225	105	13	11	16	80	163

IV. 今後の農業経営について

＜概要＞自身の農業経営体のおよそ10年後の農業経営の状況について、「農業経営をやめる」の回答が21.1%とあり、さらに同回答者の農地の将来の活用について「わからない・未定」との回答が45.1%となっている。また、今後優先して取り組みたいことについて、「相続」が32.0%と最も多く、続いて「特になし」が28.6%、「農業所得の向上」が24.5%と続いている。

1. 10年後の農業経営について

＜質問1＞

御自身の農業経営体について、およそ10年後に農業経営がどのようになっていると予想されますか。次の中から一番近いと思うもの**1つを選んで○**をつけてください。

項目	実数	%
①現状維持	167	43.0%
②規模拡大	12	3.1%
③規模縮小	122	31.4%
④農業経営をやめる	82	21.1%
無回答	5	1.3%
合計	388	100.0%

1-1. 現在の農地について将来の活用

＜質問1-1＞

御自身の農地について、今後どのように活用する予定ですか。次の中から一番近いものを**1つを選んで○**をつけてください。

「④」選択

	実数	%
①相続や後継者への引継ぎ	17	20.7%
②売却したい	12	14.6%
③貸したい	4	4.9%
④将来農業以外の用途を予定している	11	13.4%
⑤わからない・未定	37	45.1%
無回答	1	1.2%
合計	82	100.0%

2.今後優先して取り組みたいこと

<質問2>

今後優先して取り組みたいと考えていることは何ですか。次の中から**最大3つまで**番号に○をつけてください。

項 目	複数回答 N=388	
	実数	%
①農業所得の向上	95	24.5%
②生産拡大	14	3.6%
③設備更新、設備投資	19	4.9%
④農地の借り入れ	4	1.0%
⑤農地の取得	8	2.1%
⑥農業従業者の確保（パート、アルバイト、援農ボランティア）	32	8.2%
⑦労働時間の削減、休日の確保	56	14.4%
⑧栽培作物や栽培方法の転換、優良品種の採用	61	15.7%
⑨農畜産物の高品質化・ブランド化	15	3.9%
⑩観光農園（摘み取り）及び体験型農園（農業体験）	24	6.2%
⑪6次産業化（加工、農家レストランの経営等）	2	0.5%
⑫後継者の育成・技術の継承	56	14.4%
⑬相続	124	32.0%
⑭特定生産緑地の指定や継承（更新）	43	11.1%
⑮農地の貸し出し	42	10.8%
⑯農地の売却	26	6.7%
⑰農業を通じた地域社会への貢献（中学校給食への農産物供給、食育活動等）	20	5.2%
⑱特になし	111	28.6%
⑲その他（FA）	14	3.6%

V.市街化区域に農地を所有する方

＜概要＞生産緑地地区として指定されない理由について、「面接要件を満たしていない」が40.4%と最も多く、続いて「将来農業以外の用途を予定しているため」が34.0%、「接道要件を満たしていない」が17.0%と続いている。

1.生産緑地地区制度の要件により指定できない農地の所有状況

＜質問1＞

「生産緑地地区制度」を活用するにあたり、面積要件や接道要件等の理由で指定されていない農地がありますか。

N=388		
項目	実数	%
①はい	47	12.1%
②いいえ	211	54.4%
無回答	130	33.5%
合計	388	100.0%

1-1.生産緑地地区として指定されない理由

＜質問1-1＞

農地が生産緑地地区として指定されない理由として、あてはまるものにすべてに〇をつけてください。

「①はい」を選択		
複数回答		
N=47		
項目	実数	%
①面積要件を満たしていない	19	40.4%
②接道要件を満たしていない	8	17.0%
③将来農業以外の用途を予定しているため	16	34.0%
④わからない	7	14.9%

VI.農業に関する相談等

＜概要＞農業経営や農業技術で困ったときの対応について、「他者及び団体に質問・相談する」が47.7%と最も多く、続いて「自身で調べる・解決する」が27.8%、「特に困ったことがない」が12.6%で続いている。

1.農業経営や農業技術で困ったときの対応について

＜質問1＞

農業経営（融資や補助金の活用など）や農業技術（生産手法や病害虫防除等）で困った場合にどのように対応しますか。あてはまるもの1つを選んで○をつけてください。

N=388

項目	実数	%
①自身で調べる・解決する	108	27.8%
②他者及び団体に質問・相談する	185	47.7%
③特に困ったことがない	49	12.6%
④わからない	28	7.2%
無回答	18	4.6%
合計	388	100.0%

1-1.相談相手

<質問 1-1>

「上記1」で「他者及び団体に質問・相談する」場合、だれに相談しますか。相談が多い順に、該当するものを**最大3つまで選んで**、1番目から3番目まで順をつけてお答えください。

1番目に相談 N=183

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	25	13.7%
②同一経営体でない家族及び親戚	13	7.1%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	16	8.7%
④JA	110	60.1%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	10	5.5%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	0	0.0%
⑦神奈川県農業技術センター	3	1.6%
⑧農業経営士（注1）	0	0.0%
⑨JA以外の金融機関	0	0.0%
⑩税理士	5	2.7%
⑪その他	1	0.5%
合計	183	100.0%

※無回答を除く

2番目に相談 N=153

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	13	8.5%
②同一経営体でない家族及び親戚	14	9.2%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	6	3.9%
④JA	43	28.1%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	41	26.8%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	10	6.5%
⑦神奈川県農業技術センター	10	6.5%
⑧農業経営士（注1）	1	0.7%
⑨JA以外の金融機関	0	0.0%
⑩税理士	15	9.8%
⑪その他	0	0.0%
合計	153	100.0%

※無回答を除く

3番目に相談

N=100

項目	実数	%
①同一経営体の家族及び親戚並びに従業員等	7	7.0%
②同一経営体でない家族及び親戚	7	7.0%
③他の農業経営体（営農管理組合含む）	3	3.0%
④JA	10	10.0%
⑤川崎市（農業技術支援センター）	15	15.0%
⑥神奈川県横浜川崎地区農政事務所	8	8.0%
⑦神奈川県農業技術センター	20	20.0%
⑧農業経営士（注1）	2	2.0%
⑨JA以外の金融機関	2	2.0%
⑩税理士	23	23.0%
⑪その他	3	3.0%
合計	100	100.0%

※無回答を除く

（注1）農業の近代化に対応する新しい有能な農業者を育成するために、近代的感覚で農業を実践し、農業後継者等の指導援助を担う県が認定する優れた農業者のこと。

Ⅶ.市内の農業政策（川崎市役所、JA含む）について

＜概要＞市内の農業政策について知っているかについて、最も多い回答は「地産地消に係る取組」の68.8%であり、次いで、「市民の農業体験や農業関連イベントの促進」の50.5%、「認定農業者や新規就農者への支援」及び「農地の貸し借りに係る取組」が47.2%と続いている。

1.（1）市内の農業政策について知っているかどうか

＜質問1（1）＞

『知っている、聞いたことがある』場合に、下記の回答欄に○を記入してください。

複数回答 N=388

項目	実数	%
①認定農業者や新規就農者への支援	183	47.2%
②経営補助や農業における作業負担の軽減等	141	36.3%
③農地の貸し借りに係る取組	183	47.2%
④環境保全型農業に係る取組	169	43.6%
⑤農地の適正利用に係る取組	132	34.0%
⑥農業用施設の修繕や更新	90	23.2%
⑦地産地消に係る取組	267	68.8%
⑧市民の農業体験や農業関連イベントの促進	196	50.5%

1. (2) 申し込みや利用などをしたことがあるか

<質問1 (2) >

『申し込みや利用、または参加の状況』の欄について該当するものに1つだけ○を記入してください。

①認定農業者や新規就農者への支援 N=183

項目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	18	9.8%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	16	8.7%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	15	8.2%
4. 特に必要としない	96	52.5%
無回答	38	20.8%
合計	183	100.0%

②経営補助や農業における作業負担の軽減等 N=141

項目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	27	19.1%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	22	15.6%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	15	10.6%
4. 特に必要としない	60	42.6%
無回答	17	12.1%
合計	141	100.0%

③農地の貸し借りに係る取組

N=183

項 目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	24	13.1%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	26	14.2%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	2	1.1%
4. 特に必要としない	101	55.2%
無回答	30	16.4%
合 計	183	100.0%

④環境保全型農業に係る取組

N=169

項 目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	75	44.4%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	18	10.7%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	12	7.1%
4. 特に必要としない	45	26.6%
無回答	19	11.2%
合 計	169	100.0%

⑤農地の適正利用に係る取組

N=132

項 目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	38	28.8%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	3	2.3%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	5	3.8%
4. 特に必要としない	61	46.2%
無回答	25	18.9%
合 計	132	100.0%

⑥農業用施設の修繕や更新

N=90

項 目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	12	13.3%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	15	16.7%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	3	3.3%
4. 特に必要としない	42	46.7%
無回答	18	20.0%
合 計	90	100.0%

⑦地産地消に係る取組

N=267

項 目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	108	40.4%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	9	3.4%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	20	7.5%
4. 特に必要としない	77	28.8%
無回答	53	19.9%
合 計	267	100.0%

⑧市民の農業体験や農業関連イベントの促進

N=196

項 目	実数	%
1. 申し込みや利用、または参加している	34	17.3%
2. 今はしていないが申し込みや利用、または参加したい	15	7.7%
3. 過去にしていたが現在は申し込みや利用、または参加はしていない	11	5.6%
4. 特に必要としない	97	49.5%
無回答	39	19.9%
合 計	196	100.0%

2 新しい農業振興計画に期待すること

<質問2>

令和8年から川崎市農業振興計画が刷新される予定であり、それに伴い、「拡充」または「新規」で行う農業施策を検討中です。次の①～⑫の項目のうち、期待するものはどれですか。該当するものに○を記入ください（複数回答可）

項目	複数回答 N=388	
	実数	%
①農業収入拡大に向けた支援	93	24.0%
②経験の浅い農業者に向けたフォローの強化	105	27.1%
③農地の貸し借りが更にしやすくなるような環境づくり	112	28.9%
④新しく農地を整備するための支援	81	20.9%
⑤多摩川梨やその他伝統的な特産品の栽培支援	57	14.7%
⑥「かわさきそだち」や市内の特産品の強化	90	23.2%
⑦環境との調和や持続可能な農業の推進	127	32.7%
⑧作業負担軽減のためのロボット等の活用	63	16.2%
⑨農業が抱える問題を解決する知識や最新技術	73	18.8%
⑩農業技術支援センターの再整備	54	13.9%
⑪市内での自主的な農業イベントの開催	29	7.5%
⑫インターネットを通じた農業者の情報の一覧化	47	12.1%

VIII.1.最後に

＜概要＞農業を行う上での魅力や” やりがい”、モチベーションについて、1番目の回答で最も多い回答は「家業として継いだ責任や意義があるから」の29.7%であり、次いで、「農地の相続が大切だから」の20.9%、「農作業が楽しい・好きだから」11.3%が続いている。

＜質問1＞

農業を行う上での魅力や” やりがい”、モチベーションはなんですか。該当するものを最大3つ選択いただき、1番目から3番目まで順をつけてお答えください。

1番目

N=364

項目	実数	%
①農業収入があるから	39	10.7%
②自身や家族が望む経営だから	12	3.3%
③農地の相続が大切だから	76	20.9%
④家業として継いだ責任や意義があるから	108	29.7%
⑤生産する農産物等に自身があるから	8	2.2%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	5	1.4%
⑦お客様の喜ぶ顔が見たいから	32	8.8%
⑧農作業が楽しい・好きだから	41	11.3%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	11	3.0%
⑩特にない	24	6.6%
⑪わからない	4	1.1%
⑫その他	4	1.1%
合計	364	100.0%

※無回答を除く

2番目

N=315

項目	実数	%
①農業収入があるから	13	4.1%
②自身や家族が望む経営だから	12	3.8%
③農地の相続が大切だから	47	14.9%
④家業として継いだ責任や意義があるから	71	22.5%
⑤生産する農産物等に自身があるから	20	6.3%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	11	3.5%
⑦お客様の喜ぶ顔が見たいから	54	17.1%
⑧農作業が楽しい・好きだから	30	9.5%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	34	10.8%
⑩特にない	10	3.2%
⑪わからない	9	2.9%
⑫その他	4	1.3%
合計	315	100.0%

※無回答を除く

3 番目

N=271

項 目	実数	%
①農業収入があるから	13	4.8%
②自身や家族が望む経営だから	11	4.1%
③農地の相続が大切だから	26	9.6%
④家業として継いだ責任や意義があるから	32	11.8%
⑤生産する農産物等に自身があるから	15	5.5%
⑥市内農産物やその加工品に価値を感じているから	10	3.7%
⑦お客さんの喜ぶ顔が見たいから	47	17.3%
⑧農作業が楽しい・好きだから	44	16.2%
⑨地域の豊かな農環境を維持するなどの農業の多面的な機能の維持の為	44	16.2%
⑩特にない	15	5.5%
⑪わからない	8	3.0%
⑫その他	6	2.2%
合 計	271	100.0%

※無回答を除く